

1955年以降のオーストリア憲法の展開
— 憲法改正規定を中心として —
(1)

奥 正 嗣*

The Development of the Austrian Constitution since 1955
— Amendments to the Constitution —
(1)

Masatsugu Oku *

Abstract

This paper examines the development of the Austrian Constitution since 1955. The Federal Republic of Austria declared “eternal neutrality” by enacting the Constitutional Law of 1955, but since then the Austrian Constitution has experienced great changes.

Firstly, the meaning of “eternal neutrality” changed along with changes in the international situation, such as Austria joining the United Nations in 1955, the European Union in 1995, and the end of the “cold war” indicated by the fall of the Union of Soviet Socialist Republics in 1992.

Secondly, the rights of individuals and state (Land) were further strengthened by many amendments of the Constitution concerning federalism, democracy, fundamental rights, and courts (constitutional court, administrative court) which are the fundamental principles of the Austrian Constitution.

Thirdly, Austria joining the European Union added various rights and duties between Austrian organs of state and the European Union’s organs.

Lastly, we examine the reform of the Austrian Constitution.

キーワード

1962年連邦改正 (学校・教育制度)、1964年連邦憲法改正 (国家条約)、1974年連邦憲法改正 (州権強化)、1975年連邦憲法改正 (政党、国土防衛、公法裁判所、学校・教育制度)、1981年連邦憲法改正 (国家シンボル、国家高権の委譲、国民請願、再公示、オンブズマン)、1983年連邦憲法改正 (公務員と議会活動、州権強化)、1984年連邦憲法改正 (州権強化)、1987年連邦憲法改正 (守秘義務、情報提

*おく まさつぐ：大阪国際大学名誉教授 (2015.9.24受理)

供義務)、1988年連邦憲法改正(州の国家条約、独立行政審判所、国民調査投票、人身の自由)、1994年連邦憲法改正(EU加盟)、2008年連邦憲法改正(大学、自治行政体、国家高権の委譲)、2010年連邦憲法改正(会計検査院)、2012年連邦憲法改正(行政裁判所、安全保障官庁)

はじめに

オーストリアは、1955年10月26日に、「オーストリアの中立性に関する連邦憲法」(BGBl. Nr.211/1955)(以下、BGBl.は、オーストリア共和国官報[BUNDESGESETZBLATT FÜR DIE REPUBLIK ÖSTERREICH]を意味する。)を制定し、永続的中立を宣言した。しかし、スイスを模範にしたオーストリアの中立性は、時代的潮流により、間もなくその意味を変えることになる⁽¹⁾。第一に、1955年の国際連合への加盟、1990年ないし1991年の湾岸戦争を契機として、中立性国家に対しても、国連の安保理事会の制裁措置への国際社会からの協力要請、1993年のヨーロッパ経済圏(EWR)への加入、とりわけ、経済的制裁(連邦憲法23f条)に参加しなければならないという義務を伴うところの1995年のヨーロッパ連合への加盟に示されるように、国際的ないし超国家的組織への加盟である。

また第二に、1965年以降、例えばゴラン高原地域での平和維持活動など、国際機関の要請に基づき連邦軍や警察などのオーストリアの部隊を外国へ救助のため派遣することを通じて、和平保障のための国際的任務活動に参加することとなった(BGBl.Nr.173/1965)。

さらに第三に、1989年11月9日の「ベルリンの壁」崩壊に象徴されるように東西冷戦構造が終息し、1992年には、常にオーストリアに中立性の厳格な遵守を要請してきたソヴィエト連邦が崩壊した。

かくして、オーストリアの軍事的核心領域ともいふべき「中立性」の意味が著しく失われ、中立概念の捉え方が変化する。これに伴い、オーストリア連邦憲法も大きな変容を経験することとなった。

これら以外にさらに、オーストリアは、オーストリア憲法の基本原理ともいふべき「連邦主義」、「民主制」、「基本権」、「権利保護制度(法治主義)(公法裁判制度〔憲法裁判所、行政裁判所〕)などの領域において、いくつかの重要な憲法改正を繰り返しながら、州および個人の権利の拡充・強化をめざす。

以上の諸点とも関連するが、オーストリアのヨーロッパ連合への加盟に伴って、オーストリアの国家機関とヨーロッパ連合諸機関との間において、またオーストリア国家機関(州機関も含めて)の間において、さまざまな権利・義務が発生することとなった。前者については、参加・協力権、代表派遣義務、国家高権の委譲が、後者については、同意権、態度表明権、情報提供義務が問題となる。かくして、オーストリア憲法は、ヨーロッパ化の大きな流れを受けながら、最近では独立行政審判所制度に代わる行政裁判所制度の改正も含めて、その内実をより洗練させていくこととなる。

他方において、オーストリア憲法には、「連邦憲法(Bundes-Verfassungsgesetz [B-VG])」以外に、「憲法律(Verfassungsgesetz)」や単純法律中に含まれる「憲法規定

(Verfassungsbestimmung)」も存在し、オーストリア憲法の“分断化”ないし“見通しの悪さ”が問題とされてきた。これらオーストリア憲法を整理・改革することもオーストリア憲法を巡る喫緊の課題である。

本稿において、以上の視点に基づき、1955年以降の憲法改正・追加規定を中心として、オーストリア憲法の歩んできた途、及び今後の課題を考察する。

第1章 連邦主義、民主制、基本権、公法裁判制度など

1955年以降も、1920年ないし1929年憲法が、憲法の基礎を形づくってきた。しかし、1955年以降の国内外のさまざまな要因によって、多くの憲法改正が生じた。個々の一部改正に限るならば、長期的な視野を欠いた日々の政治政策 (Tagespolitik) 問題に対する臨時立法的な改正も存するが、権利保護ないし基本権の領域、並びに連邦主義、さらにヨーロッパ連合への加盟との関連において、重要な憲法改正が多数存在する。オーストリアにおいては、スイスおよびドイツ連邦共和国とは異なり、幅広い基礎に基づくところの憲法の全面的改革に関する議論が、長きにわたり成立してこなかった。しかし、オーストリアのヨーロッパ連合への加盟後生じてきた新たな状況に連邦憲法を適合させるために、また、国内の「憲法と憲法現実との乖離」に対処するために、2000年に入り、憲法改革 (Verfassungsreform) の議論が活発になっている⁽²⁾。この第1章では、主に、連邦主義、民主制、基本権、公法裁判制度の拡充に向けての改正を考察し、ヨーロッパ連合への加盟に伴う諸問題については第2章で論ずる。

1. 連邦

(1) 総則

「総則」において、国家領域、国籍、国家シンボル、政党、国土防衛、法源につき概観する。

①国家領域

オーストリアの国家領域については、ドイツ連邦共和国 (BGBl.Nr.491/1975, Nr.389/1979)、チェコスロヴァキア (BGBl.Nr.345/1975)、リヒテンシュタイン (BGBl.Nr.228/1960, Nr.43/1991)、ユーゴスラヴィア (BGBl.Nr.586/1976, Nr.288/1981)、スロヴェニア (BGBl.Nr.40/1997)、ハンガリー (BGBl.Nr.657/1990) などの国との間において境界変更がなされた⁽³⁾。これら以外にも、領域変更に関わる多数の憲法律が制定されている (BGBl.Nr.335/1971, Nr.332/1972, Nr.62/1973, Nr.176/1974, Nr.193/1981, Nr.159/1987)⁽⁴⁾。

②国籍

1988年11月29日の憲法律 (BGBl.Nr.685/1988) によって、国籍とともに州籍 (州公民権) が再び導入され、州の地位が高められた。州公民権は、当該州に主たる住所を有する国民に与えられる (連邦憲法6条2項)⁽⁵⁾。

③国家シンボル

1981年7月1日の憲法律 (BGBl.Nr.350/1981) で、国家の色彩、旗、紋章など国家の象徴 (シンボル) が規定された⁽⁶⁾。オーストリア共和国の色彩は、赤—白—赤とする。旗

は、3つの均等の幅の横縞で構成し、中央を白、上下を赤とする（連邦憲法8a条1項）。

オーストリア共和国の紋章は、3つのギザギザの峰を有する金色の市壁王冠を頭上に載せた黒色と金色の武装した単頭の鷲であり、赤い舌を出し、その胸を銀色の横桁を通した赤色の盾で覆い、両足のかぎづめは、ちぎれた鉄の鎖を取り囲み、内側に向いた刃を有する金色の鎌を右のかぎづめで、金色のハンマーを左のかぎづめでつかんでいる（連邦憲法8a条2項）。オーストリア・ハンガリー二重帝国時代とは異なり、双頭ではなく単頭の鷲となり、冠が皇帝冠ではなく市民を象徴する市壁をかたどった冠となっている。足の鎌とハンマーは農民と労働者を表しており、両足が囲むちぎれた鉄の鎖は、ナチ支配からの解放を意味する⁽⁷⁾。

連邦憲法8a条3項により、共和国の色彩、紋章ならびに印の保護に関する詳細規定は連邦法律によって定めるものとされ、1984年3月28日の連邦法律である紋章法（BGBl.Nr.159/1984）によって、紋章（1条）、印（2条）、色彩（3条1項）、旗（3条2項）、紋章を使用する権利（4条）、印を使用する権利（5条）、連邦旗を使用する権利（6条）、罰則規定（8条）などが定められた⁽⁸⁾。

また、国家・国民の祝日が、「オーストリアの中立性に関する連邦憲法」が公布された10月26日と定められた（BGBl.Nr.263/1967）。ここに、オーストリア人の自尊心の高揚とオーストリア人の国民意識の強化が表現されている⁽⁹⁾。

④政党

政党は、1918年の国家設立（特に、1920年連邦憲法制定に際して）や1945年の国家の行為能力の回復（特に、仮国家政府の設立、仮憲法の制定に際して）のような歴史的瞬間時においてのみではなく、永続的に国民の意思を仲介する。政党は、選挙手続（候補者名簿の作成や順位づけ）や議会活動（クラブや党派形成）において、国家機関と同様の機能を果たしている⁽¹⁰⁾。議会の権利は、国民議会や州議会など議会における特別少数（例として、法律案は連邦参議院議員の3分の1の発議によっても国民議会に提出される〔連邦憲法41条1項〕。連邦憲法の一部改正は、国民議会または連邦参議院の総議員の3分の1の要求により全連邦国民の投票に付される〔連邦憲法44条3項:1984年11月27日の憲法律（BGBl.Nr.490/1984）によって、それまでの連邦憲法44条2項が44条3項となる〕。憲法裁判所による連邦法律の違憲性の審査は、国民議会議員の3分の1もしくは連邦参議院議員の3分の1の申立てによって開始される〔連邦憲法140条1項〕。憲法裁判所による州法律の違憲性の審査は、州憲法の定めにより、州議会議員の3分の1の申立てによっても開始することができる〔連邦憲法140条1項〕など。）または多数（絶対多数の例として、国民議会の議決〔連邦憲法31条〕、連邦参議院の議決〔連邦憲法37条1項〕など。特別多数の例として、憲法律または単純法律中の憲法規定の議決につき国民議会における投票の3分の2の多数〔連邦憲法44条1項〕、州の立法または執行の権限を制限する憲法律または単純法律中の憲法規定の議決につき連邦参議院における投票の3分の2の多数〔連邦憲法44条2項〕、連邦大統領の任期満了前の解職に関する国民議会の解職動議決議につき投票の3分の2の多数〔連邦憲法60条6項〕、州憲法の議決につき州議会における投票の3分の2の多数〔連邦憲法99条2項〕、連邦大統領による州議会の解散に際しての連邦参議院の同意につき投

票の3分の2の多数〔連邦憲法100条1項など。〕に帰属するので、議会活動においては、個々の代議員ではなく政党がその代議員の数によって決定することとなる。重要な法律は、しばしば政党間の合意によって生ずる⁽¹¹⁾。それゆえに、1949年のドイツ連邦共和国基本法（ボン基本法）は、既に、「政党は、国民の政治的意思形成に協力する」という基本的規定（21条1項）を有している（現在のドイツ連邦共和国基本法21条1項も同じ）⁽¹²⁾。

単純法律中に含まれる憲法的地位を有する規定（憲法規定）（Verfassungsbestimmung）を含むところの1975年7月2日の連邦法律である「政党法」（BGBl.Nr.404/1975）は、政党のための法的基礎を形づくり、政党の自由な設立、存在、多様性（政党複数主義〔多元論〕〔多党民主制〕）、並びに政治的意思形成面での協力（Mitwirkung）を憲法的に保障した⁽¹³⁾。その1条1項は、「政党の存在と多様性は、オーストリア共和国の民主的秩序の本質的構成要素である（連邦憲法1条）」、また2項は、「政治的意思形成への協力は、政党の任務に属する」と定める。政党法1条1項が連邦憲法1条に明白に言及していることは、政党法1条1項の意味するところは連邦憲法の正しい解釈とみなされるべきことを、それゆえに、ドイツ連邦共和国基本法と同様に、1条1項が本来連邦憲法に付け加えられるべきであったということ想起させる⁽¹⁴⁾。さらに、政党法1条3項は、政党の設立の自由および活動の自由の権利を含んでいる。それでもって、極度に発展の遅れた政党憲法の構築の方向への第一歩が進められた⁽¹⁵⁾。

政党は、その規約を連邦内務大臣に寄託することによって法人格を取得する。政党の法的性格については、政党法は何も語らない。最高裁判所は、1978年11月9日に、「政党は公法上の団体ではなく、その構成員に対する関係は私法的性質を有する」ことを確認した（BGBl.Nr.212/1981）。オーストリアにおける政党数は、1992年8月1日当時376、2001年12月31日当時約750存在していたといわれ、約10年間で2倍近く増加している⁽¹⁶⁾。

⑤国土防衛

1975年6月10日の憲法律（連邦憲法改正）（BGBl.Nr.368/1975）によって、連邦憲法に新たな条文が追加され、全般的国土防衛に関するオーストリアの基本的考え方が宣言された（連邦憲法9a条）。それによって、全般的な、すなわち軍事的、精神的、社会奉仕活動的、経済的国土防衛が、従来のように単純法律ではなく憲法に根拠づけられた。「オーストリアのすべての男子国民は兵役の義務を有する」という連邦憲法9a条3項によって、国防体制（一般的兵役義務）が確定された（1920年連邦憲法7条1項は、性別などに基づく特権を認めていないが、平等原則に制限が加えられたことになる）。連邦憲法79条1項は、連邦軍の任務として国境防護にあたることを規定する（BGBl.Nr.341/1988）⁽¹⁷⁾。1975年6月10日の憲法律によって、連邦憲法79条2項－3項に、連邦軍の任務が新たに追加され書き改められた⁽¹⁸⁾。

連邦政府は、1965年6月30日の憲法律（BGBl.Nr.173/1965）によって、オーストリアの永久中立に配慮しながら、国連などの国際組織の要請に応じて、救助のため、オーストリアの軍事部隊を外国に派遣することを授権された。1975年1月1日以降、重大な信仰上の良心的理由から他の人間に対して武力を用いることを拒否する兵役義務者に対して、代役として非軍事的社会奉仕活動が存在する（憲法規定を含むところの1974年3月6日の連邦

法律〔BGBl.Nr.187/1974〕である非軍事的社会奉仕活動法〔非軍事役務法〕2条、1975年6月10日の憲法律により導入された連邦憲法9a条3項⁽¹⁹⁾。

兵器に関連して、1999年8月13日の憲法律（BGBl. I Nr.149/1999）によって、核兵器の製造・貯蔵・輸送・検査・使用、核兵器配置施設の設置（さらに原子力発電所の設置も含めて）がオーストリア国内において禁止されている。

⑥法源

オーストリア憲法の更なる展開は、一部は連邦憲法の改正によって、また一部は、例えば、1975年政党法、1974年非軍事的社会奉仕活動法など単純法律に含まれる憲法規定によって生じた。オーストリアの憲法は、今日、広範囲に及ぶ分断を示しており、「オーストリア連邦憲法は、廃墟のような荒れ果てた特徴を有している。すなわち、その本文は、長期的な視野を欠いた日々の政治政策問題（Tagespolitik）も含め、多数の非体系的な改正および不適切な憲法規範によって、法的迷路になっている」と評されている⁽²⁰⁾。

(2) 権限配分

権限配分の領域においては、基本的に2つの対抗する展開が観察される。一方では、当初から長きにわたって、連邦の権限を拡大・強化する動きが継続した。このことは、1960年代の学校・教育制度とともに、とりわけ、全オーストリアにおいて統一的に規制することに意義があるとされる経済統制、非軍事的社会奉仕活動、情報保護、環境保護のような新たな法領域に妥当する。他方では、70年代の半ば以降、連邦が伝統的に保持していた権限のそれぞれを州に委譲し、特に条約締結権限に関して州の地位を全体的に強化するという方法で、連邦主義の拡大・強化が生じた。以下、概観する。

①連邦権限の拡大・強化

1962年7月18日の憲法律（連邦憲法改正）（BGBl.Nr.215/1962）は、学校および教育制度の領域において存在したところの権限の暫定措置を、中央集権的な形において終わらせた。それまで、1929年連邦憲法14条によって、学校・教育・国民教育（成人教育）制度における連邦と州の権限配分につき特別の憲法律によって定めるとされていた。そのことについての長い交渉の後に政治的妥協が見出され、改正によって、学校・教育制度の本質的な事項は、立法においても執行においても、連邦事項となった（連邦憲法14条1項）。さらに、改正法は、州および管区における連邦教育庁、就学義務、学校組織、私立学校、学校と教会との関係、学校における宗教教育事項など一定の学校事項に関して、国家社会に関わる政策の重要性ゆえに、国民議会はその構成員の半数以上の出席の下、投票数の3分の2の多数でもってのみ連邦法律で決議することができることと定める（連邦憲法14条10項）。ただし、農林学校・教育制度につき、連邦と州の所管事項は特別な憲法律によって定めるものとされた（1962年連邦憲法14条11項）が、最終的に、1975年4月28日の憲法律（BGBl. Nr.316/1975）により、立法および執行において、幅広く州に権限が委譲されることになった（1975年連邦憲法14a条）⁽²¹⁾。

また、多数の憲法規定が、望ましい権限移行の観点から、とりわけ経済領域において必要不可欠となり⁽²²⁾、経済統制法または市場秩序法についての改正によって、関連する行

政および立法権限を期限付きで連邦へ委譲することが規定された⁽²³⁾。

さらにまた、1983年3月2日の憲法律(BGBLNr.175/1983)および1988年11月29日の憲法律(BGBLNr.685/1988)によって、限界値を超える環境に対する危険な負荷の除去措置の権限、暖房設備に対する州の権限を侵害しない限りでの大気の清浄維持権限、さらに廃棄物処理権限が連邦に与えられた(連邦憲法10条1項12号)。情報保護についても、1978年以降、連邦の事項に数えられる(1978年10月18日の連邦法律である情報保護法2条)(BGBLNr.565/1978)⁽²⁴⁾。

②州権限の拡大・強化

1969年には、1968年12月10日の憲法律(BGBLNr.27/1969)による連邦憲法10条1項6号に対する改正が行われ、外国に対する土地売却を行政官庁の制限に服させるところの規制を連邦権限から除外した⁽²⁵⁾。

1974年の連邦主義の第1次改正以降、組織的および権限的観点からの州権力の強化が観察される(BGBLNr.444/1974, Nr.175/1983, Nr.490/1984, Nr.640/1987)。1974年7月10日の憲法律(BGBLNr.444/1974)に基づき、いわゆる「州(支分国)条約(Gliedschaftsvertrag)(Gliedstaatsvertrag)」の可能性が創られた。それによって、連邦と州、州相互間の、その時々々の権限事項に関して、国際法上の条約法の基本原則が適用されうる協定(Vereinbarung)を締結することが可能となった(連邦憲法15a条1項-3項)⁽²⁶⁾。

また、州の権限は、例えば、内水区域航行(1974年7月10日の憲法律に基づく連邦憲法11条1項6号追加によって、執行は州の所管となる)、国勢調査およびその他の統計(1974年7月10日の憲法律に基づき、連邦憲法10条1項13号に「それぞれの統計を各自の州で行うという州の権利の保障のもとに」が挿入される)、州行政の組織(1974年7月10日の憲法律に基づき、基本的立法は連邦所管の12条1項1号から削除され、15条1項の州の権限となる)、健康上の視点から保養地ならびに保養施設および保養設備に課されるべき要請(1983年3月2日の憲法律[BGBLNr.175/1983]に基づく連邦憲法12条1項1号により、実施立法および執行は州の所管となる)、住宅建設促進(1987年12月15日の憲法律[BGBLNr.640/1987]⁽²⁷⁾に基づく連邦憲法11条1項3号により、立法が連邦の所管である「国民の住居に関する制度」につき、従来連邦法律が規定していた住宅建設促進および住宅衛生に関する事項は、1988年1月1日以降、それぞれの州において州法律として通用することとされる〔同憲法律 Artikel I、Artikel II、Artikel III、連邦憲法11条1項3号〕)、山案内人および船員制度(1988年11月29日の憲法律[BGBLNr.685/1988]に基づく連邦憲法11条1項2号追加によって、執行は州の所管となる)などの事項において、それぞれ権限変更が実施され、州の権限が拡大強化された⁽²⁸⁾。

オーストリアにとって全く新しいことは、1988年11月29日の憲法律(BGBLNr.685/1988)により、州は、連邦の監督の下、その独自の権限に属する事項について、オーストリアと国境を接する諸国またはその支分国と国家条約(Staatsvertrag)を締結することができることになったということである(連邦憲法16条1項-5項)⁽²⁹⁾。

③国際機関への権限委譲

ヨーロッパ共同体 (EG) [ヨーロッパ連合 (EU)] への加盟 (1995年1月1日) は、権限規定の EU 法への適応を不可欠にした。連邦は、ヨーロッパ統合の枠内におけるすべての事業計画に関して、それらが州または市町村の独自の権限に関わる限り、それぞれ州または市町村に対して遅滞なく報告をなす義務を有しており (1992年6月5日の憲法律 [BGBl. Nr.276/1992] に基づく連邦憲法10条4項)、国家間の交渉や投票の際には、諸州の統一的な態度決定に拘束される (1992年6月5日の憲法律に基づく連邦憲法10条5項) (1994年12月21日の憲法律 [BGBl.Nr.1013/1994] によって、連邦憲法10条4項、5項は廃止され、連邦憲法23d 条1項、2項が新設されている)⁽²⁹⁾。

ここで、高権的権限の非オーストリア国家機関への委譲について述べると、多数の国際機関にオーストリアが加盟し、それに関連する高権の委譲によって、連邦、州および市町村以外に、権限配分が新たな領域分だけ拡張した。国際機関の決議は、全会一致の要請が放棄され⁽³⁰⁾、さらに、国際機関は構成国家のみを義務づけるだけでなく、共同体の市民のために直接の権利義務を作り出すことができる⁽³¹⁾ ゆえに、伝統的な国際条約法の枠から抜け落ちる。1960年頃から、オーストリアにおいて、いわゆる「完全性 (隙間なき) 理論 (Lückenlosigkeitstheorie)」が主張された。この理論は、高権的権限の委譲は、憲法規定によってのみ生ずることができ、オーストリアにおいて実効的に高権的行為の設定について権限を有する機関は、連邦憲法において制限列挙的に定められると主張した。しかし、1981年7月1日の憲法律 (BGBl.Nr.350/1981) に基づき導入された連邦憲法9条2項は、これに関して改正をもたらし、連邦の単純法律、または連邦憲法50条1項の規定に従って承認される国家条約 (すなわち、政治的条約、および法律を変更または法律を補充する内容を有するところの法律的順位の高い国家条約) によって、連邦の個々の高権を国際組織やその機関に委譲することができることとなった (連邦憲法9条2項)⁽³²⁾。やがて、国家条約の中に憲法規定が大量にあふれることとなった⁽³³⁾。2008年1月4日の憲法律 (BGBl. I Nr.2/2008) によって、連邦憲法9条2項に一文が追加され、連邦の単純法律、または連邦憲法50条1項の規定に従って承認される国家条約によって、他の国家または国際組織の個々の高権をオーストリアの機関に委譲することができることとなった。さらに、オーストリアと他の国家または国際機関間の相互の権限委譲につき、互いの命令権限に服するものと定めることができるとされた。

(3) 公務員の私企業への関与の制限

以前から、政治的役員の法的地位の改革が検討されてきた。その際、政治家の収入の租税上の特権の撤廃が、また、一定の政治的機能を行使する官吏の、他の職業集団と比べての特権的な法的地位 (職務の遂行なしの実質的収入 [給料]) の撤廃が、および、政治的役員による自己固有の経済的利益追求に関しての制限禁止規定の強化が問題とされてきた。ここでは、政治的役員ないし公務員の私企業への関与の制限について述べ、公務員の議会活動 (給料の二重取り) の問題については後述する (1. (5) 「連邦の立法」⑥「公務員と議会活動」参照)。

連邦憲法19条の実施法 (連邦憲法19条2項参照) である「1931年の本文における1925

年の「最高諸機関およびその他の公務員の私企業への関与の制限に関する連邦法律 (Unvereinbarkeitsgesetz)」(BGBl.Nr.294/1925)(BGBl.Nr.100/1931)は、1980年11月5日の連邦法律 (BGBl.Nr.545/1980)、また1983年6月15日の連邦首相の再公示 (BGBl.Nr.330/1983)、さらに1983年12月16日の連邦法律 (BGBl.Nr.612/1983)によって本質的な変更を受けた⁽³⁴⁾。ここに、この法律による制限が適用される「最高諸機関およびその他の公務員」とは、①連邦憲法19条に掲げられている連邦大統領、連邦大臣および次官、並びに州政府の構成員、②市長、その代理人、自主法を有する市における市参事会の構成員、③国民議会、連邦参議院および州議会の構成員を指す (1983年6月15日の再公示による同法律1条)。最高諸機関およびその他の公務員の種類に応じて、より詳細な制限・禁止規定が置かれている (同法律2条-11条)。

(4) 行政機関等の職務上の秘密保持義務と情報提供義務

1987年5月15日の憲法律 (BGBl.Nr.285-287/1987)によって、連邦、州および市町村の事務を担当するすべての機関ならびに他の公法上の団体の機関は、公の平穩・秩序・安全の保持、全般的国土防衛、外交関係、公法上の団体の経済的利益のため、決定を準備するため、または当事者の主たる利益のため、職務上の秘密保持義務を負うことが規定され (連邦憲法20条3項)、その反面、法律上の守秘義務に反しない限り、その権限に属する事項について情報提供義務を負うことが新たに規定された (連邦憲法20条4項)⁽³⁵⁾。

(5) 連邦の立法

①国民議会

1968年11月13日の憲法律 (BGBl.Nr.27/1969)によって、国民議会の選挙年齢が、1929年連邦憲法の「満21歳」から「選挙の年の1月1日までに満19歳」にまで引き下げられた。さらに、1979年2月22日の憲法律 (BGBl.Nr.92/1979)により「選挙の日に満19歳」に、1992年8月4日の憲法律 (BGBl.Nr.470/1992)により「選挙の年の1月1日までに満18歳」に、2003年10月28日の憲法律 (BGBl. I Nr.90/2003)により「選挙の日までに満18歳」に、2007年6月29日の憲法律 (BGBl. I Nr.27/2007)により「選挙の日に満16歳」に引き下げられた (連邦憲法26条1項)⁽³⁶⁾。

1979年2月22日の憲法律によって、国民議会の選挙権 (連邦憲法26条1項)のみではなく被選挙権 (連邦憲法26条4項)についても引き下げが生じた。選挙権については、1968年改正に際して前述したので、ここでは、被選挙権について触れる。1929年連邦憲法の「選挙の年の1月1日までに満29歳」が、1979年2月22日の憲法律により「選挙の日に満21歳」に引き下げられた。さらに、1992年8月4日の憲法律により「選挙の年の1月1日までに満19歳」に、2003年10月28日の憲法律により「選挙の日までに満19歳」に、2007年6月29日の憲法律により「選挙の日に満18歳」に引き下げられた (連邦憲法26条4項)⁽³⁷⁾。

また、1969年7月9日の憲法律 (BGBl.Nr.269/1969)による連邦憲法30条3項に対する改正は、国民議会議長に、議会事務局員に対して、その任命も含めてその他すべての職務事項についての権限の行使を認め、最上級の行政機関としての地位を付与した⁽³⁸⁾。

単純法律の形式の実質的憲法の領域の重要な変更として、何度も改正された1971年の国民議会選挙法 (BGBl.Nr.391/1970)の発布を挙げることができる⁽³⁹⁾。

また、1975年7月1日の憲法律（BGBl.Nr.409/1975）によって、国民議会に関する規定（国民議会の召集、会期、臨時会、会議に関する連邦憲法28条、国民議会の議決に関する連邦憲法31条、国民議会の調査委員会に関する連邦憲法53条、国民議会における主委員会、常任小委員会に関する連邦憲法55条、連邦政府構成員の議会およびその委員会への参加権に関する連邦憲法75条）が一部詳細に定められ、および改正された⁽⁴⁰⁾。

さらに、1982年6月29日の憲法律（BGBl.Nr.354/1982）によって、連邦政府、または国民議会あるいは連邦参議院の構成員の少なくとも3分の1の要求があれば、連邦大統領は国民議会の臨時会を召集しなければならないが、「召集には何ら副署を必要としない」という文言が付け加えられた（連邦憲法28条2項）⁽⁴¹⁾。

②連邦参議院

1984年11月27日の憲法律（BGBl.Nr.490/1984）によって、連邦諸州のいわゆる要請プログラムのいくつかの点が実現され、州および連邦参議院の権限が拡大された⁽⁴²⁾。州および連邦参議院に関連する重要ないくつかを次にあげる。第1に、州知事は、連邦参議院のすべての議事に参加する権限を有し、連邦参議院の議事規則の定めるところに従って、いつでもその州の事項について意見を述べる権利を有する（連邦憲法36条4項追加）。

第2に、連邦参議院の議事規則において、必要がある限り、連邦参議院の内部領域を超えて効力を及ぼす定めをなすことができ、また、連邦参議院の議事規則に連邦法律と同様の効力が与えられ、連邦首相によって、連邦官報で公布される（連邦憲法37条2項）。連邦参議院の議事規則が連邦法律と同様の効力を有するという点に関連して、連邦参議院の議決要件、すなわち、「少なくとも総議員の3分の1が出席し、かつ投票の絶対多数を得ることを要する」という要件は、連邦憲法（Bundes-Verfassungsgesetz [B-VG]）以外に、個々の事項につき、議事規則によっても別段の定めができることとなった（連邦憲法37条1項）。

第3に、州の立法または執行の権限を制限する憲法律または単純法律中に含まれる憲法規定は、さらに連邦参議院において、少なくとも総議員の2分の1が出席しかつ投票の3分の2の多数をもって同意の議決をしなければならない（連邦憲法44条2項追加）。

③立法手続

(i) 条約の議会による承認

オーストリアは、1958年9月3日に、ヨーロッパ人権条約（1950年11月4日署名）に加入した（BGBl.Nr.210/1958）。条約は、重要な基本権のカタログを含んでいる。それらは、第1議定書（1952年3月20日署名）（人権条約に規定されている権利および自由以外の若干の権利および自由を保障）を含めて、国民議会によって、連邦憲法44条1項の準用の下で、所定の定足数と議決数をもって、憲法改正国家条約として承認された。しかし、「憲法改正」国家条約としての明確な名称（表示）は、当時の議会実務に応じてなされなかった。憲法を改正する、または、憲法を補完する国家条約の承認については、当時は、「憲法改正」国家条約として名称づける義務は明白に規定されておらず（1964年連邦憲法50条3項2文参照）、連邦憲法44条1項の準用のみが命じられていたからである（1964年連邦憲法改正前の1929年連邦憲法本文における50条2項。1964年連邦憲法50条3項1文参照）。とこ

ろが、連邦憲法裁判所は、国民議会とは異なり、1961年に、「この指示（注：連邦憲法44条1項の準用）には、連邦憲法44条1項に定められた議決定足数のみではなく、そこで予定されているところの、「憲法律」「憲法規定」としての明確な名称（表示）づけを行う義務も含まれている」という見解を採った。それゆえに、連邦憲法裁判所は、第1議定書を含めたヨーロッパ人権条約の規定を、ただ単に「法律」的地位の国家条約と評価した⁽⁴³⁾。

この司法の判断を考慮して、その後、1964年3月4日の憲法律（BGBl.Nr.59/1964）（原文は、Artikel I. Punkt 2の（2）および（3））によって、1929年連邦憲法の国家条約に関する諸規定が改正および補完された。すなわち、それまで異論があり、国民議会の実務においては受け入れられなかったが憲法裁判所によって認められていたところの、「憲法改正」国家条約を、そのような国家条約として明確に名称づける（表示する）義務が、憲法上明確に成文化されたのである（1964年連邦憲法50条3項2文）⁽⁴⁴⁾。

同時に、1964年3月4日の憲法律（原文は、Artikel II. Punkt 3. 7. 8.）は、それを超えて、国民議会が従来行使してきた実務に従って、憲法的地位を有するものとして特別多数の議決数でもって議決したが、「憲法を改正する」との名称づけ（表示づけ）が無く公布された一連の既存の国家条約規定を、遡及的に、「憲法を改正する」ものとして通用する規定であることを宣言した。それには、例えば、1955年5月15日の「独立の民主的オーストリアの再建に関する国家条約（ウィーン国家条約）」のいくつかの規定（ドイツとの統合の禁止、スロヴェニア系およびクロアチア系少数民族の権利、民主的制度、ナチ組織の解散など〔Punkt 3〕）、追加議定書を含めて「人権および基本的自由の保護のためのヨーロッパ条約（ヨーロッパ人権条約）〔Punkt 7〕」、および「ヨーロッパ自由貿易連合条約〔Punkt 8〕」のいくつかの規定などがこれに属する⁽⁴⁵⁾。

さらに、同じく1964年3月4日の憲法律により、「実現留保（Erfüllungsvorbehalten）」という方法で、国家条約の直接適用を明白に排除する可能性が創られた。国民議会は、国家条約を承認するに際して、この国家条約は法令の発布によって実現されるものと決議する権利を有することとなった（連邦憲法50条2項〔条約実現には法律発布必要〕、65条1項〔条約実現には連邦大統領の命令発布必要〕、66条2項〔条約実現には連邦政府または主務大臣の命令発布必要〕）。この場合においては、国家条約は、実現のための関連法令を議決することによって初めて、国内法上の法的効力を得る⁽⁴⁶⁾。

（ii）条約の違法性に関する裁判

また同じく1964年3月4日の憲法律によって、議会による条約承認の合法性を担保するものとして、憲法裁判所による国家条約の違法性または違憲性についての審査に関する規定が新設された（連邦憲法140a条1項－2項）。

以上（i）および（ii）の国家条約に関する一連の改正は、国家条約という法形式がますます重要性を得つつあるという状況を考慮に入れている⁽⁴⁷⁾。このことは、さらに、1996年11月29日の憲法律（BGBl.Nr.659/1996）による連邦憲法49a条の改正で、再公示の対象に「連邦法律」以外に「官報で公布された国家条約」が追加されたこと、2003年11月21日の連邦法律（BGBl. I Nr.103/2003）による連邦憲法139a条改正で、憲法裁判所による再公示の公布の違法性の審査の対象に「法律」以外に「国家条約」が追加されたことなどに示

されている。

(iii) 条約の公布の形式

1972年3月14日の憲法律 (BGBl.Nr.105/1972) によって、連邦憲法49条に第2項が挿入され、国家条約または国家条約の一部を、連邦官報ではなくその他の適切な方法で公布する可能性が与えられた⁽⁴⁸⁾。

(iv) 事務局員

1973年7月4日の憲法律 (BGBl.Nr.391/1973) によって、いわば立法と行政との“間”に位置し、議会の補助業務および連邦立法機関所管の行政事務の処理を担当するところの議会事務局ないし議会事務局員に関して、事務局員の任命のみを定めていた従来の連邦憲法30条3項に代わって、その担当業務を含めて新たに3項-5項が設けられ、憲法的根拠が与えられた⁽⁴⁹⁾。

(v) 会期

1975年7月1日の憲法律 (BGBl.Nr.409/1975) による議会改革は、会期 (Session) (少なくとも2ヵ月の春の会期と少なくとも4ヵ月の秋の会期の年2回。1929年連邦憲法28条1項) を廃止し、議会年 (Parlamentsjahr) (9月15日以降7月15日までの年1回。1975年改正連邦憲法28条1項) を導入した⁽⁵⁰⁾。

(vi) 野党の権利強化

議員の質問権が拡張されるとともに、1975年5月15日の憲法律 (BGBl.Nr.302/1975) により、国民議会議員の3分の1が連邦法律の違憲性につき憲法裁判所に審査の申立てを行うことが可能となった (連邦憲法140条1項)。さらに、1988年6月23日の憲法律 (BGBl.Nr.341/1988) によって、国民議会議員の3分の1とともに、連邦参議院議員の3分の1にも申立権が拡張され、野党の権利が強化された。1992年6月5日の憲法律 (BGBl.Nr.276/1992) によって、法律案は、連邦参議院議員の3分の1の発議によっても国民議会に提出できることとなった (連邦憲法41条1項)。

ただし、議会の透明性の欠如は解決されることなく、重要な政治的決定がなされる国民議会の委員会ないし小委員会の審議は、相も変わらず秘密裏に行われ、審議の経過も文書化されていない⁽⁵¹⁾。

(vii) 法律議決の送付、連邦参議院の法案提出権および議決

1981年7月1日の憲法律 (BGBl.Nr.350/1981) により、国民議会から連邦参議院への法律議決の送付は、連邦首相を介在させることなく、国民議会議長によって直接連邦参議院に対してなされることとなり、より簡潔化した (連邦憲法42条1項)⁽⁵²⁾。

連邦主義の拡大・強化の過程においてなされた連邦参議院の地位の強化は、本質的な点において、連邦立法への州の影響力を高めた。すなわち、1984年11月27日の憲法律 (BGBl.Nr.490/1984) によって、州の立法または執行権限を制限する憲法律または単純法律中に含まれる憲法規定は、連邦参議院において、投票の3分の2の特別多数を必要とした (連邦憲法44条2項)。また、1988年6月23日の憲法律によって、連邦参議院は、連邦政府の仲介なしに直接国民議会に法案を提出できることとなり、国民議会構成員および連邦政府とともに、連邦参議院の法案提出権が認められた (連邦憲法41条1項)。さらに、1992年6月5

日の憲法律 (BGBl.Nr.276/1992) によって、連邦参議院もしくはその構成員の3分の1の発議で、連邦政府の仲介なしに直接国民議会に法案を提出できることとなり、連邦参議院の少数議員の法案提出権が保障された (連邦憲法41条1項)。

また、政治的または法律変更的国家条約が州の独自の権限事項について規律する場合、1988年11月29日の憲法律 (BGBl.Nr.685/1988) によって、1989年1月1日以降、国民議会の同意と共に、連邦参議院の同意も得なければならなくなった (連邦憲法50条1項)⁽⁵³⁾。

(viii) 国民請願

1978年のツヴェンテンドルフ (Zwentendorf) 原子力発電所に関する国民投票⁽⁵⁴⁾以降明らかとなったところの市民関与の増大への時代の趨勢に、憲法立法者は、直接民主制という手段を構築することによって応じた。1981年7月1日の憲法律 (BGBl.Nr.350/1981) により、国民請願実施のための要件の引き下げがなされた。1929年連邦憲法の「20万人の投票権者または3州の投票権者のそれぞれ2分の1によってなされた各発議 (国民請願)」から、「10万人の投票権者または3州の投票権者のそれぞれ6分の1によってなされた各発議 (国民請願)」へと変更され、国民請願がより容易となった (連邦憲法41条2項)。さらに、1988年11月29日の憲法律 (BGBl.Nr.685/1988) によって、1989年7月1日以降、国民請願は、連邦法律によって規律されるべき事項に関するものでなければならず、法案 (Gesetzesantrag) の形式で提出することができる (kann) こととなった (連邦憲法41条2項) (それまでは法案 [Gesetzentwurf] という形で提出しなければならない [muß] とされていた)⁽⁵⁵⁾。国民請願の手続に関する詳細は、連邦法律によって定められる (連邦憲法41条3項)。

同時に、同じ1988年11月29日の憲法律によって、1989年7月1日以降、国民調査投票 (世論調査) (Volksbefragung) という手段が連邦憲法49b条に導入され発効した。基本的かつ全オーストリア的意義を有する事項であって、連邦立法者 (2007年6月29日の憲法律 [BGBl. I Nr.27/2007] により、「連邦立法者」が「連邦立法」に変更) が規律権限を有するものについて、国民議会がその議員または連邦政府の提議に基づき、主委員会における審議を経て議決をした場合に、国民調査投票を行わなければならないものとされている (同条1項)⁽⁵⁶⁾。

(ix) 連邦財政の統制

1986年4月24日の憲法律 (BGBl.Nr.212/1986) によって、連邦憲法の財政に関するいくつかの規定が改正または追加された⁽⁵⁷⁾。国民議会の連邦財政法律議決に際しての連邦参議院の不関与 (連邦憲法42条5項)、連邦財政法律の議決 (連邦憲法51条)、連邦財務大臣の財政管理および処理の際の基本原則 (連邦憲法51a条)、臨時支出・超過支出 (連邦憲法51b条)、国民議会の財務委員会 (連邦憲法51c条) などを挙げることができる。

④再公示

1981年7月1日の憲法律 (BGBl.Nr.350/1981) として、再公示、および憲法裁判所によるその審査に関する規定 (連邦憲法49a条、139a条) が新設された⁽⁵⁸⁾。この再公示は、「立法手続」の一部を成す (「再公示」に関する連邦憲法49a条は、連邦憲法第2章第4節の「連邦の立法手続」の箇所に編入されている) が、項目を改めて、再公示、および憲法

裁判所による審査について、以下少し詳しく検討する。

(i) 再公示の意義、必要性

再公示 (Wiederverlautbarung) は、法改定 (Rechtsbereinigung) の手段である。見通しが悪く (unübersichtlich) なった法規範本文の公式の確定であり、その際には、再公示される法規範の規範的内容の変更をもたらすことは許されない。それゆえに、再公示は、本質的に、「規範本文の確定 (Normtextbestimmung)」であって「規範の設定 (Normsetzung)」ではない。

連邦の法規定の再公示に関する授權は連邦憲法49a条に示されている。連邦憲法49a条1項によって、連邦首相と連邦主務大臣が、現在通用している本文において拘束力を有する連邦法律 (1996年11月29日の憲法律 [BGBl.Nr.659/1996] によって、「連邦官報で公布された国家条約」を追加) を、連邦官報における「公布」という方法によって再公示する権限を有する。この1981年の連邦憲法改正規定 (BGBl.Nr.350/1981) は、それまで通用していたところの1947年6月12日の憲法律である再公示法 (BGBl.Nr.114/1947) の内容的に類似の規定にとって代わるものである。州の授權は、以前は、再公示法9条に明白に表現されていた (同法10条1項も、州の再公示権限を前提とする規定である) が、今や、州憲法の自律性 (後述第1章2.(3)①(i)参照) から導き出され、州政府による州法律の再公示に関する州憲法の中に州の再公示の根拠が見出される。さらに、1981年7月1日の憲法律に基づく連邦憲法139a条に、「…州によって再公示された法規定…」という文言があり、また2003年11月21日の連邦法律 (BGBl. I Nr.103/2003) に基づく連邦憲法139a条改正において、「憲法裁判所は、法律 (国家条約) の再公示に関する公布の違法性について…裁判する。…憲法裁判所は、州の再公示に関する公布の違法性については、連邦政府の申立てによっても…裁判する。…」と規定しており、ここにも州の再公示の連邦憲法的根拠が示されている。州における再公示については、州政府ないし州政府の所管の構成員が管轄権限を有する。

「公布」は、再公示される本文を含まねばならない。その際、通常、どの法源が含まれるのか、この領域においてどの法源がもはや通用しないのか、明白に述べられる⁽⁵⁹⁾。

(ii) 再公示の対象

再公示の対象は「連邦法律」および「連邦官報で公布された国家条約」であり、連邦憲法や命令ではない (連邦憲法49a条1項参照)。1996年11月29日の憲法律によって、それまで1981年7月1日の憲法律によって規定されていた「連邦法律」以外に「連邦官報で公布された国家条約」も追加された。「連邦法律」については、連邦に立法権限が帰属する事項であり、後の規定によって補完され、または変更される本文が対象となる。

再公示の際には、連邦憲法49a条2項によって、時代遅れの専門用語・術語の表現法を正しくし、古くなった文体を新しい文体に適合させたりすることができる (1号)。立法の状況にもはやふさわしくない古くなった他の法規定の参照、その他の矛盾が訂正される (2号)。後の法規定によって廃止されたり、根拠のないものになったりした規定は、もはや通用しないものとして確定される (3号)。短い章の見出しの導入や、章の字句文言の縮小がなされる (4号)。個々の規定を削除し、または挿入する際に、条項などの名称をふさ

わしく修正し、その際、法規定の本文内において、それらの関連づけも正しくされ、法内部の法体系の改善がなされる(5号)。経過規定、および当該連邦法律のなおも適用されるべき以前の本文は、「添付 (Angabe)」の下にまとめられ、再公示と同時に公布される(6号)⁽⁶⁰⁾。法律の名称変更、法規定の語句の挿入・修正、条文番号の変更(例: 1 a 条→2 条、1 b 条→3 条)など再公示の具体例が、1980年11月5日の連邦法律 (BGBl.Nr.545/1980)、および1983年6月15日の連邦首相の再公示 (BGBl.Nr.330/1983) に、よく示されている。

(iii) 再公示の法的効果

再公示の法的効果は、次のごとくである。再公示の公布は、拘束力を有する。すなわち、再公示が公布された翌日から、すべての裁判所および行政官庁は、その後生じた事態に対して、連邦法律の再公示された本文ないし文言に拘束される(連邦憲法49a 条3項)。再公示された規定の従来の本文は、その限り、法的に無意味なものとなる(連邦憲法49a 条2項)。

再公示は、ただ単に既存の法を新たに確定するだけであって、内容的に変更するものではない(規範の同一性)。違反は、再公示の瑕疵を生じさせ、瑕疵ある再公示は、法律違反の命令の性質を有し、連邦憲法裁判所の下での訴えによって、命令の審査と同様な手続で主張することができる(連邦憲法139a 条。そこにおいて、命令の効力の審査に関する連邦憲法89条2項、3項、5項、命令の違法性の審査に関する連邦憲法139条2項-6項を準用している)。もっとも、連邦憲法139a 条に基づき連邦憲法裁判所によって瑕疵あるものと確定されない限り、法律を適用する諸機関に対して、瑕疵ある再公示も拘束力を有している。勿論、裁判所は、合法性について疑義がある場合は、連邦憲法裁判所に異議を申し立てる義務を有している(連邦憲法139a 条参照)。再公示された法規定が、再公示の対象とされた規範に対して、最終的な廃止の効力を決して有するものではない。瑕疵を有する再公示された規範が連邦憲法裁判所によって廃止されることによって、再公示の発効の時点まで拘束力を有していた、以前の再公示された法規定の本文ないし文言が、再び通用する法となる⁽⁶¹⁾。

(iv) 連邦憲法の再公示

憲法領域の見通しの悪さ、分断・細分化の現存状況を終わらせるために、連邦憲法の立法的改革の必要性について異論がない。このような改革は、既存の法実態の除去を伴うが、将来において、連邦憲法の相当な程度の外部的まとまりないし一貫性を保障するために必要なことである。その際、再公示という手段は、根本的のみではなく本質的な役割を演ずることができる。連邦の憲法の再公示は、連邦法律に関する規定である連邦憲法49a 条に根拠づけることはできず、特別の憲法的授權を必要とする⁽⁶²⁾。

⑤議員の地位 (国民議会議員の免責特権)

1979年3月12日の憲法律 (BGBl.Nr.134/1979) によって、国民議会議員の不可侵性を、職務外において、以前よりより厳しく制限する方向で規定された。すなわち、国民議会の構成員は、現行犯として逮捕される場合を除いては、国民議会の同意が無ければ、可罰的行為ゆえに逮捕されない(連邦憲法57条2項)。しかし、「当該代議員の政治的活動と明らかに関連が無い場合」には、国民議会の同意が無くとも訴追することが許される(連邦憲

法57条3項)⁽⁶³⁾。

⑥公務員と議会活動

1983年11月29日の憲法律 (BGBl.Nr.611/1983) によって、公務員と議会活動についての連邦憲法59a条が導入された。それによると、公務員が国民議会または連邦参議院の構成員に選出された時は、当該公務員の俸給は、議員の議席を行使する期間中、その25パーセント減額される(連邦憲法59a条1項)。当該公務員がその従来職場に就くことができない場合は、同等の価値を有すると期待しうる活動に配属させることを勤務規定で定めなければならない(同2項)。国民議会または連邦参議院の構成員である公務員の職務活動の継続が、特別な理由によって可能でないならば、当該公務員は職務から排除される。その場合、当該公務員の俸給は、1項で定める俸給よりも高額であってはならない(同3項)。2項の「同等の価値を有すると期待しうる活動」、3項の「職務から排除される」要件である「特別な理由」につき、当該公務員と雇用者との間で見解の相違が存する場合は、国民議会議長または連邦参議院の長が意見を聴くことを勤務規定で定めなければならない(同4項)。公務員の州議会活動についても、連邦憲法59a条が準用される(同5項)。特権撤廃への第一歩が規定された⁽⁶⁴⁾。

(6) 連邦の行政

①中央官庁

1977年6月2日の憲法律 (BGBl.Nr.323/1977) によって、連邦大統領の職務代行が新設された(連邦憲法64条1項-4項)。それによると、連邦大統領の職務遂行が妨害されたならば、その職務はまず職務代行者としての連邦首相に移行する。しかし、妨害が20日以上継続し、または、連邦大統領が国民投票によって解職された場合は、国民議会の3人の議長が合議体(議長団)として、連邦大統領の職務を行使する。同様のことは、連邦大統領の地位が永続的に空席となった場合にも妥当する(1項)。合議体は多数決で決定する(2項)⁽⁶⁵⁾。

連邦省庁の数、その所管事項、およびその制度については連邦法律によって定めるとする連邦憲法77条2項の重要な実施法として、1973年に連邦省庁法 (BGBl.Nr.389/1973) が制定され、中央官庁の行政を現代化すること、および、現代の法治国家の要請に適合させることが試みられた。1973年の連邦省庁法は、1986年2月13日に、連邦首相および連邦総理府大臣によって再公示された (BGBl.Nr.76/1986) (「再公示」については前述第1章1.(5)④参照)⁽⁶⁶⁾。

また、1982年6月29日の憲法律 (BGBl.Nr.354/1982) によって、連邦大統領の選挙に関して立候補者が1人しかいない場合のための規定がなされ、立候補者が1人のみの場合には、投票(表決) (Abstimmung) の形式による連邦大統領の選挙の実施が規定された(連邦憲法60条1項)⁽⁶⁷⁾。

連邦憲法60条3項によって、統治者の家系またはかつて統治したことのある一族の構成員は、連邦大統領に選ばれることができないものとされていた。しかし、2011年7月7日の連邦法律 (BGBl. I Nr.43/2011) によって、60条3項が改正され、選挙の日までに35歳に達した者に限り、連邦大統領に選挙されることができるとなった。

2007年2月22日の連邦法律によって、大統領の職務遂行を補助する大統領官房が設置された(連邦憲法67a条)が、2008年1月4日の憲法律(BGBl. I Nr.2/2008)によってこの条文に一文が追加され、大統領官房の事務手続についての詳細は、連邦大統領が発する執務規定(Geschäftsordnung)によって定めることができるものとされ(同条1項)、同時に、執務規定の発布につき、連邦憲法67条の制限(連邦大統領の行為のための他機関の提議、副署)が及ばないものとされた(同条2項)。

②中・下級官庁

1974年7月10日の憲法律(BGBl.Nr.444/1974)による連邦憲法改正で、1975年以降、間接連邦行政の領域において行政審級がかなり変更され、州の地位が高められた。行政審級は、原則的に2段階制のみとなり州知事の下で終わる。例外的場合(事案が重要な場合、および、州知事が第1審として決定を行う場合)については、連邦主務大臣にまで至る(連邦憲法103条4項)⁽⁶⁸⁾。

管区(Bezirk)の長である管区長(Bezirkshauptmann)は、州官庁である管区庁(Bezirkshauptmannschaft)の長であり、州政府によって任命される州の官吏である。管区長は、州行政および間接連邦行政の執行など比較的広範な所轄権限を有している。にもかかわらず、管区の住民は、管区長の任命および職務の執行に関し、何ら参与権または監視権を有しない。こうした管区長をはじめとする管区行政役員の選出制の導入、管区長への助言および監視のための管区議会の設立など、管区行政の民主化を求めている改革要請が1920年以降続いている⁽⁶⁹⁾。

1991年10月31日の憲法律(BGBl.Nr.565/1991)によって、1929年から生じているところの安全保障制度に関する権限の暫定措置に代わって、安全保障警察法(BGBl.Nr.566/1991)でもって、安全保障官庁の組織と権限が規定された(連邦憲法78a条-78d条)⁽⁷⁰⁾。2012年5月23日の憲法律(BGBl. I Nr.49/2012)により、連邦憲法78a条-78d条が改正された。1991年法では、連邦憲法78a条1項において、「最高の安全保障官庁は、連邦内務大臣とする。その下に安全保障部(Sicherheitsdirektion)が、そしてそれらの下に管区行政庁が置かれ、連邦警察部(Bundespolizeidirektion)が安全保障官庁としてその下に置かれる。」と規定していたが、2012年法により、「最高の安全保障官庁は、連邦内務大臣とする。その下に州警察部(Landespolizeidirektion)が置かれ、管区行政庁が安全保障官庁としてそれらの下に置かれる。」と改正された。安全保障官庁として、安全保障部に代わって州警察部が登場しているのが注目される。また、連邦憲法78b条1項および2項において、州警察部はそれぞれの州に置かれ、その長としての州警察長官については、連邦内務大臣が州知事と協議して定めるものとされている。

③大学

1993年の大学組織法(Universitätsorganisationsgesetz)(BGBl.Nr.805/1993)によって、大学の自治が憲法的に保障された。これにより、大学は、法律および命令の枠内において、並びに予算配分の基準に従って、指図を受けることなく自由に大学事項を処理する権限を有することとなった。また、2002年の大学法(Universitätsgesetz)(BGBl. I Nr.120/2002)によって、連邦の大学は連邦行政から切り離され、固有の法人格を有する公法上の施設に

まで高められた。さらに、2008年1月4日の憲法律（BGBl. I Nr.2/2008）によって、連邦憲法に第6款として「大学」が追加され、公の大学における学問的研究・教授・芸術開発の自由、および公の大学の自治を、さらに、オーストリア国籍を有しない者の大学への所属および大学諸機関への参加を、連邦憲法によって認めることができることが規定された（連邦憲法81c 条1項、2項）⁽⁷¹⁾。

（第1章1.（7）「司法」以下は、次号に続く）

注

- (1) Wilhelm Brauner, *Österreichisches Verfassungsgeschichte(11.Auflage)*, Manzsche Verlags- und Universitätsbuchhandlung, 2009. S.269 ; Oskar Lehner, *Österreichische Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte(4.Auflage)*, Trauner Verlag, 2007. S.393. 第二次世界大戦後中立性宣言に至るまでのオーストリアの状況につき、拙稿「オーストリア共和国の連合国による管理（1945～1955年）—オーストリアの再建をめざして—（1）」『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』、第28巻第2号、2015年1月；「オーストリア共和国の連合国による管理（1945～1955年）—オーストリアの再建をめざして—（2）」『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』、第28巻第3号、2015年3月；「オーストリア共和国の連合国による管理（1945～1955年）—オーストリアの再建をめざして—（3・完）」『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』、第29巻第1号、2015年10月を参照。
- (2) Oskar Lehner, S.395; Robert Walter, Heinz Mayer, *Grundriß des österreichischen Bundesverfassungsrechts*, Manzsche Verlags- und Universitätsbuchhandlung, 1988. SS.43-44; Ludwig K. Adamovich, Bernd-Christian Funk, *Österreichisches Verfassungsrecht(2.Auflage)*, Springer-Verlag, 1984. SS.85-86; さらに、高田敏「オーストリア連邦憲法」、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集〔第4版〕』、有信堂、2009年、103頁。
- (3) Oskar Lehner, S.395.
- (4) Robert Walter, Heinz Mayer, S.37, S.39.
- (5) Oskar Lehner, S.396.
- (6) Ludwig K. Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.84; Oskar Lehner, S.365.
- (7) 広瀬佳一 編著『ウィーン・オーストリアを知るための50章』、明石書店、2002年、26-30頁。
- (8) Robert Walter, Heinz Mayer, S.40.
- (9) Oskar Lehner, S.396.
- (10) アントン・ヴァルト、エドゥアルト・シュタウディングー、アロイス・ショイヒャー、ヨーゼフ・シャイブル著 中尾光延訳『オーストリアの歴史』、明石書店、2014年、201-208頁。
- (11) アントン・ヴァルトほか著 中尾光延訳、200頁。
- (12) Wilhelm Brauner, S.273.
- (13) Oskar Lehner, S.396.
- (14) Wilhelm Brauner, S.274.
- (15) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.83.
- (16) Oskar Lehner(4.Auflage), S.396; Oskar Lehner, *Österreichische Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte (1.Auflage)*, Universitätsverlag Rudolf Trauner, 1992. S.366.
- (17) Oskar Lehner, S.396; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.83.
- (18) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.83.
- (19) Oskar Lehner, S.396; Ludwig K. Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.83.
- (20) Oskar Lehner, S.397.
- (21) Oskar Lehner, S.397; Robert Walter, Heinz Mayer, S.36, S.38.
- (22) Robert Walter, Heinz Mayer, S.39.
- (23) Oskar Lehner, S.397.

- (24) Oskar Lehner, SS.397-398.
- (25) Robert Walter, Heinz Mayer, S.37.
- (26) Oskar Lehner, S.398; Robert Walter, Heinz Mayer, S.38.
- (27) Robert Walter, Heinz Mayer, S.39.
- (28) Oskar Lehner, S.398.
- (29) Oskar Lehner, S.398.
- (30) 島野卓爾・岡村堯・田中俊郎編著 『EU 入門』、有斐閣、2000年、18-19頁。
- (31) 島野卓爾ほか編著、51-52頁。
- (32) Oskar Lehner, S.398; Robert Walter, Heinz Mayer, S.39.
- (33) Ludwig K. Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.84.
- (34) Robert Walter, Heinz Mayer, S.40.
- (35) Robert Walter, Heinz Mayer, S.39; Oskar Lehner, S.400.
- (36) Robert Walter, Heinz Mayer, S.37.
- (37) Robert Walter, Heinz Mayer, S.38.
- (38) Robert Walter, Heinz Mayer, S.37.
- (39) Robert Walter, Heinz Mayer, S.37.
- (40) Robert Walter, Heinz Mayer, S.38.
- (41) Robert Walter, Heinz Mayer, S.38.
- (42) Robert Walter, Heinz Mayer, S.39.
- (43) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.82.
- (44) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.83.
- (45) Oskar Lehner, S.399; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.83.
- (46) Oskar Lehner, S.399; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.82.
- (47) Robert Walter, Heinz Mayer, S.37.
- (48) Robert Walter, Heinz Mayer, S.37.
- (49) Robert Walter, Heinz Mayer, S.37.
- (50) Oskar Lehner, S.399.
- (51) Oskar Lehner, S.399.
- (52) Oskar Lehner, S.399.
- (53) Oskar Lehner, S.399.
- (54) アントン・ヴァルトほか著 中尾光延訳、184-185頁。
- (55) Oskar Lehner, SS.399-400; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.84; Wilhelm Brauneder, S.274.
- (56) Oskar Lehner, S.400; Wilhelm Brauneder, S.274.
- (57) Robert Walter, Heinz Mayer, S.39.
- (58) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.84,S.221; Bernd-Christian Funk, *Einführung in das österreichische Verfassungsrecht (14.Auflage)*, Leykam Kurzlehrbücher, 2011, SS.329-330.
- (59) Robert Walter, Heinz Mayer, S.47; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.221; Bernd-Christian Funk, S.329.
- (60) Robert Walter, Heinz Mayer, S.48; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.221; Bernd-Christian Funk, S.329.
- (61) Robert Walter, Heinz Mayer, S.48; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.221; Bernd-Christian Funk, SS.329-330.
- (62) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.85.
- (63) Robert Walter, Heinz Mayer, S.38.
- (64) Robert Walter, Heinz Mayer, S.39, S.46.
- (65) Oskar Lehner, S.400; Robert Walter, Heinz Mayer, S.38.
- (66) Oskar Lehner, S.400; Robert Walter, Heinz Mayer, S.37.

- (67) Robert Walter, Heinz Mayer, S.38.
- (68) Oskar Lehner, S.400.
- (69) Bernd-Christian Funk, SS.264-265; Oskar Lehner, S.400.
- (70) Bernd-Christian Funk, SS.204-209; Oskar Lehner, S.400.
- (71) Bernd-Christian Funk, S.384.

参考・引用文献

- ・ Oskar Lehner, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte(4.Auflage)*, Trauner Verlag, 2007.
- ・ Wilhelm Brauneder, *Österreichisches Verfassungsgeschichte(11.Auflage)*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung, 2009.
- ・ Bernd-Christian Funk, *Einführung in das österreichische Verfassungsrecht(14.Auflage)*, Leykam Kurzlehrbücher, 2011.
- ・ Robert Walter, Heinz Mayer, *Grundriß des österreichischen Bundesverfassungsrechts*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung, 1988.
- ・ Ludwig K. Adamovich, Bernd-Christian Funk, *Österreichisches Verfassungsrecht(2.Auflage)*, Springer-Verlag, 1984.
- ・ <http://www.verfassungen.de/at/titel.htm>, Verfassungen Österreichs, 2014.
- ・ 高田敏「オーストリア連邦憲法」、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集〔第4版〕』、有信堂、2009年。
- ・ 南塚信吾編『ドナウ・ヨーロッパ史』、山川出版社、1999年。
- ・ アントン・ヴァルト、エドゥアルト・シュタウディンガー、アロイス・ショイヒャー、ヨーゼフ・シャイプル著 中尾光延訳『オーストリアの歴史』、明石書店、2014年。
- ・ エーリッヒ・ツェルナー著 リンツビヒラ裕美訳『オーストリア史』、彩流社、2000年。
- ・ 島野卓爾・岡村堯・田中俊郎編著『EU入門』、有斐閣、2000年。
- ・ 奥脇直也・小寺彰編『国際条約集』、有斐閣、2014年。
- ・ 植田隆子・小川英治・柏倉康夫編『新EU論』、信山社、2014年。 など